

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和7年9月25日現在

福島県	出荷制限	攝取制限
原乳	1市4町2村 <sup>※1</sup>	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 <sup>※2</sup>	1市4町2村 <sup>※2</sup>
結球性葉菜類 (キャベツ等)		
アブラナ科の花薺類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
カブ		—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) 相馬市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)	飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、川内村、葛尾村、飯館村(ただし、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。) 会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ及びナラタケを除く。) 西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ及びナラタケを除く。) 会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナラタケ及びクリタケを除く。) 只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、マツタケを除く。) 柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。) 三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。) 昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ及びナラタケを除く。) 下郷町(ムキタケ、県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ及びクリタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町 (県の定める出荷・検査方針 <sup>※3</sup> に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。)
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、葛尾村	—
クサソテツ(こごみ)	伊達市、郡山市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	福島市、南相馬市、二本松市、大玉村	—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	国見町	—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
フキ	葛尾村	—
フキ(野生のものに限る。)	楢葉町	—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
ワラビ	南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、いわき市、広野町、伊達市	—
ウメ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
ユズ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
クリ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
キウイフルーツ	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
米 (平成24年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成25年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成26年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成27年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成28年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成29年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成30年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成31年産)(2019年産)	※11(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和2年産)	※12(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和3年産)	※13(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和4年産)	※14(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和5年産)	※15(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和6年産)	※16(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米 (令和7年産)	※17(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
ヤマメ(養殖を除く。)	太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	真野川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	福島県内の阿武隈川(ただし、信夫ダムの上流(支流を含む。)を除く。)	—
フナ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)	—
牛の肉 <sup>※18</sup>	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)	—
イノシシの肉	全域	6市10町4村 <sup>※19</sup>
カルガモの肉	全域	—
キジの肉	全域	—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリの肉	全域	—

※1 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

※3 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

※4 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(

川、赤谷町(馬場子集部山、赤谷町)、岸子(岸子洋洋)及び赤谷町大屋子(相田城並に市内内宮、利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧下川崎村、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閔ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀内に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挾田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町閔(寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

を除く区域に限る。)、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕(字田堤、字森合、字森合東及び字觀音前の区域に限る。)、高(字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久前、字花木内及び字高林の区域に限る。)及び大原(字和田城の区域に限る。)並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、檜葉町、川内村及び飯館村(長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楓葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※11 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)  
※12 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(令和2年3月5日に立入規制が緩和された区域を除く)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)  
※13 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再

※13 福島県人熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※14 福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※15 福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※16 福島県富岡町(平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。)を除く区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

福島県双葉町(平成25年5月7日付)指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯舘村(平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※18 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請  
※19 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和7年9月25日現在**

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。)、鰺ヶ沢町(ナラタケ、クリタケ、クリタケモドキを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	奥州市 一関市(県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市、一関市(県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 一関市(旧一関市、旧室根村及び旧川崎村の区域に限る。)、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。)
	タケノコ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	コシアブラ	ゼンマイ
	ワラビ(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市(旧前沢町及び旧衣川村の区域に限る。)、平泉町(旧平泉町の区域を除く。)
肉	シカの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	白石市、東松島市、富谷市 仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町、蔵王町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、登米市、村田町、南三陸町 気仙沼市(県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケを除く。) 栗原市、大崎市(県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケを除く。)
	タケノコ	栗原市(旧栗駒町、旧鶴町、旧成町及び旧花山村の区域のうち、県の定める管理計画に基づき管理される区域並びに旧美館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。) 丸森町(旧金山町、旧館矢間村及び旧大張村の区域に限る。(県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるタケノコを除く。))
	コシアブラ	気仙沼市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 登米市、栗原市、大崎市(県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるコシアブラを除く。)
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市(旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域を除く。)
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町 イワナ(養殖を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鴨川及びその支流並びに鴨川4号堰堤の上流を除く。)
	ウグイ	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	イノシシの肉	宮城県内の北上川(支流を含む。)
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
山形県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	山形市
肉	クマの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、常陸大宮市、那珂市、行方市、小美玉市、茨城町、阿見町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) ひたちなか市、守谷市、鉢田市、つくばみらい市
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉢田市、茨城町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
	キノコ類(野生のものに限る。)	水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、茨城町、城里町、大子町
肉	イノシシの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	上三川町、塙谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町、那珂川町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町 さくら市(県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那須町(県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塙谷町、那須町、那須町(ただし、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において、県の定める管理計画に基づき管理される区域を除く。)
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町(ただし、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において、県の定める管理計画に基づき管理される区域を除く。)
	クサンテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塙谷町、高根沢町、那須町、那須川町
	サンショウウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塙谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町
	コシアブラ(野生のものに限る。)※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村、川場村
	タラノメ(野生のものに限る。)※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、川場村
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
肉	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	イノシシの肉	勝浦市及び大多喜町を除く全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村 新発田市、十日町市、糸魚川市、上越市、南魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、御代田町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のは出荷等が可能。

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

## (参考資料2)

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

福島県	出荷制限
	H23.3.21～：下記の地域以外 H23.3.21～4.8解除：喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除：相馬市、新地町 H23.3.21～5.1解除：南相馬市（鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～6.8解除： H23.3.21～10.7解除： H23.3.21～H28.12.26解除： H23.3.21～H30.3.16解除：
原乳	会津若松市、桑折町、天栄町、檜枝岐村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楓葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、楓葉町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） 川俣町（山木屋の区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21～：下記の地域以外 H23.3.21～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楓枝岐村 H23.3.21～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楓葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H28.3.17解除： H23.3.21～H29.3.14解除： H23.3.21～R3.3.26解除： H23.3.23～R4.4.26解除： H23.3.21～R5.5.23解除：
ホウレンソウ、カキナ	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.21～R3.3.26解除：双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～R4.4.26解除：双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。） H23.3.21～R5.5.23解除：富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楓枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.23～H27.2.18解除：楓葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.23～H28.3.17解除： H23.3.23～H29.3.14解除： H23.3.23～R3.3.26解除： H23.3.23～R4.4.26解除： H23.3.23～R5.5.23解除：
その他すべて	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～R3.3.26解除：双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～R4.4.26解除：双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。） H23.3.23～R5.5.23解除：富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～：下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、楓枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除： H23.3.23～10.28解除： H23.3.23～H25.3.29解除： H23.3.23～H27.2.18解除： H23.3.23～H28.3.17解除：

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

	<p>富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p>
アブラナ科の花薔薇類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 榛葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p>
カブ	<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 榛葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
野菜類	<p>H23.3.23～H28.3.17解除: 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町（平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p> <p>H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町（平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。）</p>
原木シイタケ(露地栽培)	<p>H23.4.13～: 伊達市、飯館村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、榛葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.4.18～: 福島市</p> <p>H23.4.13～4.25解除: いわき市</p> <p>H23.4.25～: 本宮市</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町</p> <p>H23.4.13～5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.4.13～R7.9.25一部解除: 相馬市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。）</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p>
原木シイタケ(施設栽培)	<p>H23.7.19～H26.7.11一部解除: 伊達市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）は出荷制限の対象から除く。）</p> <p>H23.7.22～H26.7.11解除: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: 本宮市</p> <p>H23.11.14～: 川俣町</p>
原木ナメコ(露地栽培)	<p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p>
	<p>H23.9.6～: 棚倉町、古殿町（菌根菌に属する野生キノコに限る。）</p> <p>福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榛葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）</p> <p>福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榛葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）</p> <p>福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、榛葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）</p> <p>H23.9.15～R7.9.25一部解除: 喜多方市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）</p> <p>H23.10.18～R5.11.28一部解除: 喜多方市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）</p>

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

	H23.10.18～R7.9.25一部解除: 喜多方市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
	H24.8.15～R3.9.10一部解除: 昭和村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H24.8.15～R5.11.28一部解除: 昭和村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケを除く。）
	H24.8.15～R1.9.5解除: 昭和村（ムキタケ、マイタケに限る。）
	H24.8.15～R3.9.29解除: 昭和村（クリタケ、ナメコに限る。）
	H24.10.11～R3.9.10一部解除: 磐梯町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H24.10.11～R5.11.28一部解除: 磐梯町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）
	H24.10.11～R7.9.25一部解除: 磐梯町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
	H24.10.18～R3.9.10一部解除: 会津坂下町、北塩原村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H24.10.18～R5.11.28一部解除: 会津坂下町、北塩原村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）
	H24.10.18～R7.9.25一部解除: 会津坂下町、北塩原村（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
キノコ類(野生のものに 限る。)	H25.9.26～R3.9.10一部解除: 下郷町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H25.9.26～R5.11.28一部解除: 下郷町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ及びナラタケを除く。）
	H25.9.26～R5.4.27解除: 下郷町（ムキタケに限る。）
	H25.9.26～R7.9.25一部解除: 下郷町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
	H25.10.1～R3.9.10一部解除: 会津若松市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H25.10.1～R5.11.28一部解除: 会津若松市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ及びナラタケを除く。）
	H25.10.1～R2.9.17解除: 会津若松市（ムキタケに限る。）
	H25.10.1～R3.8.24解除: 会津若松市（クリタケに限る。）
	H25.10.3～R3.9.10一部解除: 只見町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケに限る。） R5.8.8解除: 只見町（マツタケに限る。）
	H25.10.3～H30.3.29解除: 只見町（ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケに限る。）
	H25.10.3～R1.9.5解除: 只見町（ナラタケ、ブナハリタケに限る。）
	H25.11.12～R3.9.10一部解除: 会津美里町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H25.11.12～R5.11.28一部解除: 会津美里町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケを除く。）
	H25.11.12～H29.4.24解除: 会津美里町（ムキタケに限る。）
	H25.11.12～R2.9.17解除: 会津美里町（ナメコに限る。）
	H25.11.12～R7.9.25一部解除: 会津美里町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
	H26.8.25～R3.9.10一部解除: 西会津町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H26.8.25～R5.11.28一部解除: 西会津町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナラタケを除く。）
	H26.8.25～H29.4.24解除: 西会津町（ナメコに限る。）
	H26.8.25～H30.3.29解除: 西会津町（ムキタケに限る。）
	H26.8.25～R1.9.5解除: 西会津町（マイタケに限る。）
	H26.8.25～R3.9.29解除: 西会津町（クリタケに限る。）
	H26.9.22～R3.9.10一部解除: 三島町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H26.9.22～R5.11.28一部解除: 三島町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）
	H26.9.22～R1.9.5解除: 三島町（マイタケに限る。）
	H26.9.22～R7.9.25一部解除: 三島町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
	H26.10.2～R3.9.10一部解除: 柳津町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。）
	H26.10.2～R5.11.28一部解除: 柳津町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。）
	H26.10.2～R1.9.5解除: 柳津町（マイタケに限る。）
	H26.10.2～R7.9.25一部解除: 柳津町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。）
タケノコ	H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町
	H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村
	H23.5.9～5.30解除: 平田村
	H23.5.9～6.8解除: いわき市 H24.4.9～:
	H23.5.9～6.21解除: 天栄村 H26.5.14～:
	H23.5.13～6.21解除: 国見町
	H24.4.16～: 福島市、新地町
	H24.4.23～: 広野町
	H24.5.2～: 二本松市、大玉村
	H24.5.7～: 須賀川市
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	H24.6.25～: 郡山市
	H25.5.14～: 川内村
	H25.5.16～: 白河市、楢葉町
ウド(野生のものに限る。)	H25.5.28～: 葛尾村
	H25.6.10～: 田村市
	H24.4.16～: 川俣町(山木屋の区域に限る。) H24.4.16～H30.3.6一部解除: 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ((畑において栽培されたものに限る。)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.16～H27.7.8解除: 川俣町(山木屋の区域を除く。)
クサソテツ(こごみ)	H26.5.14～: 須賀川市、相馬市、広野町、葛尾村 H26.5.19～R7.4.25解除: 川内村 H27.5.13～: 楢葉町
	H23.5.9～: 桑折町 H23.5.9～R4.9.15解除: 福島市
	H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～: 川俣町
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H24.5.7～R6.2.15解除: 田村市 H24.5.7～R3.4.9解除: 古殿町 H24.5.10～R3.9.10一部解除: 二本松市、大玉村(栽培されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H25.4.30～: 郡山市 H25.5.14～: 楢葉町、葛尾村 H27.5.18～: 広野町
	H26.4.24～H29.9.11解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市 R4.9.15～: 福島市
	H24.5.2～: 福島市、二本松市

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在**

コシアブラ	H24.5.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.5.10～：伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村 H24.5.14～：須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～：桑折町、猪苗代町 H25.5.7～：柳津町、北塩原村 H25.5.14～：葛尾村 H25.5.16～：相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、泉崎村 H25.5.20～：三島町、川内村 H25.5.22～：浅川町、広野町 H25.5.28～：本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H25.5.29～：三春町 H25.6.3～：会津若松市、鏡石町 H25.6.5～：金山町 H25.6.10～：昭和村
	H28.4.28～：西会津町
	H28.5.6～：只見町
	H24.5.2～：いわき市、二本松市
	H24.5.10～：相馬市
	H24.5.24～：川俣町
	H25.5.1～：南相馬市
	H25.5.14～：楓葉町、葛尾村
	H25.5.16～：須賀川市
	H25.5.20～：川内村
	H25.6.10～：郡山市
	H27.5.11～：田村市
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H26.5.14～：広野町、大玉村
ウワバミソウ (野生のものに限る。)	H25.6.24～：国見町 H25.6.24～R5.3.30解除：須賀川市
野菜類 タラノメ (野生のものに限る。)	H24.5.1～：いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～：福島市 H24.5.7～：郡山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～：大玉村、西郷村 H24.5.14～：川俣町 H25.4.25～：南相馬市 H25.5.14～：広野町、鮫川村、葛尾村 H25.5.16～：二本松市、古殿町、泉崎村 H25.5.20～：川内村 H25.5.28～：本宮市、須賀川市 H25.6.3～：鏡石町 H25.6.10～：田村市 H26.5.14～：猪苗代町 H30.5.2～：北塩原村
フキ	H27.5.25～：葛尾村
フキ(野生のものに限る。)	H25.6.19～：楓葉町
	H26.6.16～R4.9.15解除：天栄村 H25.6.19～R6.3.28解除：桑折町
フキノトウ (野生のものに限る。)	H24.4.9～：福島市、相馬市、広野町 H24.4.9～H31.2.27解除：田村市 H24.4.9～R7.4.25解除：川俣町 H24.4.16～：伊達市、桑折町、国見町 H26.4.11～：楓葉町、葛尾村 H27.2.25～：南相馬市 H28.1.20～：本宮市
	H24.5.10～R2.3.10一部解除：伊達市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。） H24.5.10～H29.9.11一部解除：いわき市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。） H24.5.17～：川俣町
	H24.5.17～H27.5.15一部解除：喜多方市 ～R2.4.24解除：
	H24.5.17～H28.6.24一部解除：福島市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。）
	H25.4.25～：南相馬市 H25.6.11～：鮫川村 H26.4.30～：楓葉町 H26.5.14～：葛尾村
ワラビ (野生のものに限る。)	H25.5.14～：二本松市 H26.5.14～：広野町
H23.6.2～H25.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町 H23.6.6～：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。） H23.6.6～R2.2.13解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
ウメ	H23.6.6～H27.8.19解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H24.6.6～H25.10.21解除：国見町 H23.6.6～H24.7.11解除：相馬市
	H23.8.29～R4.3.30解除：福島市 H23.8.29～：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
	H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市
	H23.10.14～H28.3.17解除：桑折町
	H23.10.14～H29.2.1解除：伊達市 H23.8.29～H30.12.6解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
ユズ	H23.9.20～：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

クリ	H23.9.20～R3.8.24解除: 伊達市、南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H24.9.26～H27.12.3解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市
	H23.12.9～H26.11.17解除: 相馬市 H23.12.9～: 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）
	H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
キウイフルーツ	H23.12.9～H30.12.13解除: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H25.1.4～H26.3.13一部解除: 福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H24.11.15～H25.11.7一部解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
雑穀 大豆	H24.12.25～H26.3.13一部解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.1.4～H26.3.13一部解除: 郡山市(旧高野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除:
	H25.1.4～H25.8.9一部解除: 二本松市(旧小浜町及び旧渋川村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.1.4～H25.8.9一部解除: 桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。) ～H26.10.7解除:
	H25.2.18～H25.7.10一部解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.3.5～H25.7.10一部解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.3.25～H25.7.10一部解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.1.4～H25.5.17一部解除: 伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。) ～H26.10.7解除:
	H25.1.4～H25.7.10一部解除: 福島市(旧野田村及び旧平野村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H25.1.4～H25.11.7一部解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) ～H28.3.25解除:
	H25.12.18～H27.6.23一部解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) ～H27.10.23解除:
	H26.12.17～H27.6.23一部解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) ～H28.3.25解除:
	H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。)
	H23.11.17～: 福島市（旧小国村の区域に限る。）
	H23.11.29～: 伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）
	H23.12.5～: 福島市（旧福島市の区域に限る。）
	H23.12.8～: 二本松市（旧渋川村の区域に限る。）
	H23.12.9～: 伊達市（旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。）
	H23.12.19～: 伊達市（旧掛田町の区域に限る。）
	H24.1.4～: 伊達市（旧堰本村の区域に限る。）
米（平成23年産）	H24.4.5～H24.7.26一部解除: 福島県広野町、楳葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（渡利、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。）及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）に限る。）、旧掛田町（靈山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。）、旧堰本村（梁川町大閑（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村（渋川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）及び国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.10.25～H24.10.29一部解除: 須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.5～H24.11.6一部解除: 大玉村（旧玉井村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.5～H24.11.8一部解除: 郡山市（旧富久山町の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.7～H24.11.12一部解除: 福島市（旧水原村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.15～H24.11.19一部解除: 三春町（旧沢石村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.26～H24.11.29一部解除: 福島市（旧立子山村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	H24.11.28～H24.12.4一部解除: いわき市（旧山田村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（平成25年産）	H25.3.19～: 福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧渋川村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塙、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区（片倉（字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。）、高倉（字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。）、秉（字袖原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大瀧（字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。）、高（字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現塙、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）及び大原（字和田城の区域に限る。）の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、楳葉町、川内村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指針の実績:令和7年9月25日現在

穀類 米（平成26年産）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H26.3.20～：
穀類 米（平成27年産）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楢葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） H27.3.20～：

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指標の実績:令和7年9月25日現在

米（平成28年産）	H28.3.25～：福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、楓葉町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（平成29年産）	H29.3.24～：福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（平成30年産）	H30.3.23～：福島県川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（平成31年産） (2019年産)	H31.3.22～：福島県大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和2年産）	R2.3.23～：福島県大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域（令和2年3月5日に立入規制が緩和された区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和3年産）	R3.3.26～：福島県大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和4年産）	R4.3.30～：福島県富岡町（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和5年産）	R5.3.30～：福島県富岡町（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和6年産）	R6.3.28～：福島県富岡町（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。）を除く区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、葛尾村（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
米（令和7年産）	R7.3.31～：福島県双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域及び平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、浪江町（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）、飯館村（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
ヤマメ(養殖を除く。)	H23.6.6～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）
	H23.6.6～H31.3.14解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）
	H23.6.6～R2.12.21解除：檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）
	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）
	H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
	H24.3.29～：太田川（支流を含む。）
	H24.4.5～H27.9.30解除：酸川（支流に限る。）
	H24.4.24～R4.9.28解除：猪苗代湖及び猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）
ウグイ	H24.6.7～H25.7.30解除：福島県内の久慈川（支流を含む。）
	H23.6.17～：真野川（支流を含む。）
	H23.6.27～R1.12.3解除：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）
	H24.3.29～R2.2.25解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。）
	H24.3.29～R2.12.21解除：小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）
	H24.4.24～H29.4.27解除：猪苗代湖及びこれに流入する河川（支流を含む。ただし酸川及びその支流を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）
	H24.5.24～H26.10.24解除：福島県内の只見川のうち滝ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。）
ウナギ	H24.8.2～R4.9.28解除：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～：真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）
	H23.6.27～R1.8.28解除：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.5～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）
	H24.4.5～R2.2.25解除：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）
	H24.4.12～H27.9.30解除：酸川（支流に限る。）
	H24.4.24～R2.12.21解除：小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）
	H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川（支流を含む。）
	H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち本名ダムから上田ダムの間（支流を含む。）
	H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）
	H24.4.24～H27.1.14解除：日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）
	H24.4.24～H31.3.14解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）
	H24.4.27～R4.9.28解除：秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）
コイ(養殖を除く。)	H24.5.10～R1.8.28解除：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）
	H26.9.16～R1.8.28解除：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）
	H24.4.27～R1.12.3解除：福島県内の阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～：真野川（支流を含む。）
	H24.4.27～R1.12.3解除：福島県内の阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）
	H24.4.27～R2.12.21解除：小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）
	H24.4.27～R4.9.28解除：秋元湖及び秋元湖に流入する河川（支流を含む）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）
	H24.5.10～R4.9.28解除：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）
ウミタナゴ	H24.6.22～H31.3.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロダイ	H24.6.22～H31.3.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サクラマス	H24.6.22～R1.8.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヌマガレイ	H24.6.22～H31.3.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ムラソイ	H24.6.22～R1.8.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ビノスガイ	H24.6.22～R1.12.3解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イカナゴ(稚魚を除く。)	H24.6.22～H29.4.27解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アカガレイ	H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スケトウダラ	H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マガレイ	H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホシザメ	H24.7.26～H27.2.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ショウサイフグ	H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サヨリ	H25.2.14～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
カサゴ	H25.8.8～R1.8.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ユメカサゴ	H26.3.25～H26.5.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホウボウ	H24.6.22～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
キタムラサキウニ	
マダラ	H24.6.22～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域
	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ムシガレイ	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
メイタガレイ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ケムシカジカ	H24.6.22～H27.6.30解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガンフグ	H24.6.22～H27.12.3解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ	H24.6.22～H28.6.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マアナゴ	H24.6.22～H28.6.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
サブロウ	H24.6.22～H28.7.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ホシガレイ	H24.6.22～H28.7.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マコチ	H24.6.22～H28.7.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ナガツカ	H24.7.12～H28.7.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マツカワ	H24.7.12～H28.7.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アイナメ	H24.6.22～H28.8.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アカシタビラメ	H24.6.22～H28.8.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
エゾイソアイナメ	H24.6.22～H28.8.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスベ	H24.6.22～H28.8.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	H31.2.7～R2.2.25解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マコガレイ	H24.6.22～H28.8.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
パパガレイ	H24.6.22～H28.11.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在**

イシガレイ	H24.6.22～H29.1.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロウシノシタ	H24.6.22～H29.1.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロソイ	H24.6.22～H29.1.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	R3.4.19～R3.12.1解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	R4.2.8～R6.10.18解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ウスメバル	H24.6.22～H29.6.21解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
キツネメバル	H24.6.22～H30.4.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバル	H24.6.22～H30.4.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ	H24.6.22～H30.4.24解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
牛の肉	H23.7.19～: 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
	H23.7.19～H23.8.25一部解除: 上記の地域以外 ～H31.3.28解除:
	H23.7.19～R6.3.14一部解除: 富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、飯館村(平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 H23.12.2～: 郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H25.7.5～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、檜枝岐村
カルガモの肉	H25.1.30～: 全域
キジの肉	H25.1.30～: 全域
クマの肉	H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
ノウサギの肉	H25.1.30～: 全域
ヤマドリの肉	H24.11.13～: 全域

※□の箇所は、出荷制限の対象

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在**

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.26～: 十和田市（ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケ、ナメコを除く。）、階上町（ナラタケ、クリタケを除く。） H24.10.26～H27.11.20解除: 十和田市（ナラタケに限る。） H24.10.26～R1.8.28解除: 十和田市（ナメコに限る。） H24.10.30～: 青森市（ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。） H24.10.30～H27.11.20解除: 青森市（ナラタケに限る。） H24.10.30～H30.11.7解除: 青森市（ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジに限る。） H25.10.1～: 鮫ヶ沢町（ナラタケを除く。） H25.10.1～H27.11.20解除: 鮫ヶ沢町（ナラタケに限る。） H25.10.1～R4.9.20解除: 鮫ヶ沢町（ムキタケに限る。） H24.10.26～階上町（ナラタケ、クリタケを除く。） H24.10.26～H29.3.31解除: 階上町（ナラタケに限る。） H24.10.26～H30.11.7解除: 階上町（クリタケに限る。） H24.10.26～R4.9.20解除: 階上町（クリタケモドキに限る。）
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類 タケノコ		H24.5.31～: 奥州市（下記の区域を除く。） H24.5.31～R4.3.16解除: 奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。） H24.5.31～: 一関市（下記の区域を除く。） H24.5.31～R2.4.24解除: 一関市（旧大東町、旧東山町及び旧藤沢町の区域に限る。） H24.5.31～R5.2.17解除: 一関市（旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。） H25.4.30～: 陸前高田市（下記の区域を除く。） H25.4.30～H28.3.29解除: 陸前高田市（旧気仙町、旧広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村の区域に限る。）
野菜類 原木クリタケ(露地栽培)		H24.11.2～: 奥州市 H24.11.2～R5.4.27一部解除: 一関市（県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ（露地栽培）を除く。）
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.13～H27.4.10一部解除: 陸前高田市、住田町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.20～H27.4.10一部解除: 大船渡市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.25～H30.3.28一部解除: 平泉町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.25～H27.4.10一部解除: 一関市、大槌町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.25～H28.1.25一部解除: 釜石市、奥州市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～H26.10.7一部解除: 花巻市、北上市、山田町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～H27.4.10一部解除: 遠野市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～H27.7.17一部解除: 金ヶ崎町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）は出荷制限の対象から除く。） H24.5.10～H25.4.8解除: 盛岡市
野菜類 原木ナメコ(露地栽培)		H24.10.18～H29.10.27一部解除: 大船渡市（県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ（露地栽培）を除く。） H24.10.23～: 陸前高田市 H24.11.2～: 奥州市 H24.11.2～R4.5.13一部解除: 一関市（県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ（露地栽培）を除く。）
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.11～: 一関市、陸前高田市、平泉町 H24.10.16～: 釜石市 H24.10.18～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～: 遠野市 H25.10.9～: 住田町
野菜類 セリ(野生のものに限る。)		H24.5.30～R2.4.15解除: 奥州市 H24.5.30～H27.12.21解除: 一関市
野菜類 ゼンマイ		H24.5.16～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 住田町
野菜類 ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.16～: 奥州市（下記の区域を除く。）、陸前高田市 H24.5.16～R5.2.17解除: 奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。） H25.5.17～R2.11.16解除: 一関市 H25.6.4～: 平泉町（下記の区域を除く。） H25.6.4～R5.2.17解除: 平泉町（旧平泉町の区域に限る。） H26.5.7～R5.2.17解除: 釜石市
雑穀	大豆	H25.1.4～H25.2.4一部解除: 一関市（旧磐清水村の区域に限る。） ～H27.7.1解除:
穀類	ソバ	H24.11.13～H26.4.11 解除: 盛岡市（旧洪民村の区域に限る。）、一関市（旧大原町の区域に限る。） H24.11.30～H26.4.11 解除: 奥州市（旧衣川村の区域に限る。）
水産物	スズキ	H24.10.25～H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6～H31.3.14解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	南相馬市(平成24年3月30日)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～R3.2.17解除: 砂鉄川（支流を含む。） H24.5.8～H27.9.30解除: 磐井川（支流を含む。）
	ウグイ	H24.5.11～H27.3.10解除: 岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。）
		H24.6.12～H26.7.31解除: 気仙川（支流を含む。）
		H24.5.11～H26.8.25解除: 大川（支流を含む。）
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除: 全域 ～H31.3.28解除:
	クマの肉	H24.9.10～: 全域
	シカの肉	H24.7.26～R2.4.15一部解除: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 全域

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在**

宮城県	出荷制限
タケノコ	H24.5.1～H27.4.24 解除: 白石市 H24.5.1～R4.3.30一部解除: 丸森町（旧金山町、旧館矢間村及び旧大張村の区域に限る。（ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるタケノコを除く。）） H24.5.1～H26.4.17 解除: 丸森町（旧耕野村の区域に限る。） H24.5.1～H27.4.24 解除: 丸森町（旧丸森町及び旧小斎村の区域に限る。） H24.5.1～H30.11.28 解除: 丸森町（旧筆甫村及び旧大内村の区域に限る。） H24.6.29～: 栗原市（下記の区域を除く。） H24.6.29～H27.7.17 解除: 栗原市（旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域に限る。） H24.6.29～H29.10.11 解除: 栗原市（旧若柳町の区域に限る。） H24.6.29～H31.2.14 解除: 栗原市（旧一迫町の区域に限る。） H24.6.29～R5.3.8解除: 栗原市（旧栗駒町、旧鶯沢町、旧金成町及び旧花山村の区域のうち、県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。） H28.6.7～H30.10.25解除: 大崎市（旧三本木町の区域に限る。）
原木シイタケ(露地栽培)	H24.1.16～: 白石市 H24.3.8～H31.2.14一部解除: 丸森町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.3.15～R5.8.18一部解除: 蔵王町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.11～H27.8.25一部解除: 気仙沼市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.11～H27.7.17一部解除: 南三陸町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H28.1.25一部解除: 栗原市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.19～R2.7.13一部解除: 石巻市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.20～H27.4.10一部解除: 大崎市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.25～: 東松島市 H24.4.25～H26.8.26一部解除: 登米市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.27～H30.1.18一部解除: 名取市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.27～H27.9.11一部解除: 加美町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～: 富谷市 H24.5.9～H29.10.11一部解除: 色麻町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.10～H29.7.11一部解除: 七ヶ宿町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.27～H27.2.18一部解除: 仙台市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～H27.2.18一部解除: 大和町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.7～H28.12.22一部解除: 川崎町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.5.18～H29.3.31一部解除: 大衡村（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.1.16～H30.4.24一部解除: 角田市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.5～H30.4.24一部解除: 村田町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
野菜類	H24.10.18～R5.10.10一部解除: 栗原市、大崎市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケを除く。） R6.12.25一部解除: 栗原市、大崎市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケを除く。） H26.9.24～: 仙台市 H28.9.12～: 村田町 R2.12.25～: 南三陸町 R2.12.25～R3.9.10一部解除: 気仙沼市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。） R4.2.9～: 登米市
クサソテツ(こごみ)	H24.4.27～H30.11.13解除: 栗原市 H24.4.27～H27.6.23一部解除: 大崎市 ～H29.5.23解除: H24.5.2～H27.5.25解除: 加美町 H24.5.9～H29.7.24解除: 気仙沼市
コシアブラ	H24.5.7～R7.4.25一部解除: 登米市、栗原市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるコシアブラを除く。） H24.5.9～R7.4.25一部解除: 大崎市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるコシアブラを除く。） H24.5.9～: 南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～: 大和町
ゼンマイ	H24.5.11～R2.4.15一部解除: 丸森町（栽培されるゼンマイは出荷制限の対象から除く。） H24.5.11～: 気仙沼市 H24.5.17～: 大崎市
タラノメ(野生のものに限る。)	H26.4.25～: 栗原市（下記の区域を除く。） H26.4.25～R5.2.17解除: 栗原市（旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域に限る。） H26.4.25～H30.8.6解除: 気仙沼市 H26.4.25～R4.2.9解除: 大崎市
ワラビ(野生のものに限る。)	H30.5.28～: 大崎市、加美町
雑穀	大豆 H25.1.4～H25.3.15一部解除: 栗原市（旧金田村の区域に限る。） ～H26.5.19解除:
穀類	米(平成25年産) H25.3.19～H28.3.18解除: 栗原市（旧沢辺村の区域に限る。） ソバ H24.11.16～H26.4.11解除: 栗原市（旧金成村の区域に限る。） H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市（旧一栗村の区域に限る。）
水産物	クロダイ H24.6.28～H31.3.14: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.11.6～H31.3.14: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 スズキ H24.4.12～H27.11.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H24.10.25～H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 ヒラメ H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 マダラ H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ（1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。） H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ（1尾の重量が1キログラム以上のもの） ヒガシング H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 アユ(養殖を除く。) H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）のうち、白幡堰堤より上流の白石川（支流を含む。） H25.6.27～H29.4.27解除: 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。）のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域 H25.6.27～R1.10.1解除: 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。） ヤマメ(養殖を除く。) H24.4.20～H27.9.30解除: 宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）（ただし、下記の支流を除く。） H24.4.20～: 白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。） イワナ(養殖を除く。) H24.5.14～R6.2.15解除: 大倉川の大倉ダムより上流（支流を含む。）及び名取川の秋保大滝の上流（支流を含む。） H24.5.24～: 三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。） H24.5.28～: 江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。） H24.5.28～R6.2.15解除: 二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。） H24.6.22～: 一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・令和7年9月25日現在**

		H24.6.22～R6.2.15解除：碁石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。） H24.12.6～R6.2.15解除：広瀬川（支流を含む。）
ウゲイ		H24.4.20～R6.2.15解除：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。） H24.5.28～：宮城県内の北上川（支流を含む。） H24.5.18～H26.8.25解除：宮城県内の大川（支流を含む。）
肉	牛の肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除：全域 ～H31.3.28解除：
	イノシシの肉	H24.5.22～R5.10.16一部解除：角田市、丸森町、山元町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。） H24.6.25～R5.10.16一部解除：全域（上記地域を除く。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
	クマの肉	H24.6.25～：全域
	シカの肉	H29.12.13～H29.12.27一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）
	<b>山形県</b>	<b>出荷制限</b>
野菜類	キノコ類(野生のものに限る)	R4.1.6～：山形市
肉	クマの肉	H24.9.10～H28.3.17一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）
	<b>茨城県</b>	<b>出荷制限</b>
原乳		H23.3.23～4.10解除：全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全域（下記の地域を除く。） H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21～4.17解除：全域
	パセリ	H23.3.23～4.17解除：全域
	タケノコ	H24.4.6～H29.9.6解除：潮来市 H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市 H24.4.13～H29.6.8：解除 利根町 H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市 H24.4.13～H27.4.24解除：取手市 H24.4.13～H27.10.2解除：石岡市 H24.4.13～H28.1.14解除：龍ヶ崎市 H24.4.13～H28.9.21解除：茨城町 H24.4.6～H29.7.24解除：小美玉市 H24.4.19～H29.12.4解除：ひたちなか市 H24.4.19～R2.10.22解除：鉾田市 H24.4.19～H27.9.11解除：東海村 H24.4.26～R3.12.17解除：北茨城市 H24.4.26～H30.11.28解除：大洗町
		H23.10.14～：鉾田市
		H23.10.14～H29.6.22一部解除：行方市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H23.10.14～H30.7.10一部解除：小美玉市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
		H23.10.14～H30.12.13一部解除：土浦市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H23.11.10～R5.3.8一部解除：茨城町、阿見町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.6～：守谷市、つくばみらい市
		H24.4.6～R3.3.26一部解除：常陸大宮市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.13～R6.3.14一部解除：那珂市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.13～：ひたちなか市
		H23.10.14～H28.4.8一部解除：土浦市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H23.10.14～H28.5.18一部解除：鉾田市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H23.11.10～H30.4.24一部解除：茨城町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	コシアブラ	H24.5.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.5.10～：常陸太田市（野生のものに限る。） H30.5.28～：城里町（野生のものに限る。） R1.5.13～：石岡市、高萩市、北茨城市、笠間市、桜川市、大子町（野生のものに限る。）
	キノコ類(野生のものに限る。)	R1.12.3～：高萩市、北茨城市、城里町 R2.11.16～：日立市、常陸太田市、笠間市、大子町 R2.12.25～：石岡市、つくば市 R3.12.13～：水戸市、茨城町
水産物	イシガレイ	H24.7.5～H27.10.2解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.6.28解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.17～H28.1.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	H24.4.13～H2710.2解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17～H26.5.14解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9～H26.11.20解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30解除：北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスペ	H24.6.1～H27.10.2解除：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～R3.5.19解除：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解除：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 H24.5.7～H28.2.9解除：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	H24.5.7～H26.1.30解除：茨城県内の那珂川（支流を含む。） H25.11.12～R5.3.8解除：茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.21一部解除：全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他	茶	H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 令和7年9月25日現在**

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域
カキナ		H23.3.21～4.14解除: 全域
原木シイタケ(露地栽培)		H24.2.15～R2.2.25一部解除: 矢板市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.2.15～H30.6.13一部解除: 那須塩原市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.10～: 塩谷町、那須町 H24.4.10～H30.3.28一部解除: 高根沢町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.10～H26.7.9一部解除: 芳賀町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.10～H27.6.5一部解除: 宇都宮市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.10～H28.5.18一部解除: さくら市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.11～H28.5.18一部解除: 益子町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.11～H27.2.20一部解除: 日光市、大田原市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～: 上三川町 H24.4.12～H30.3.28一部解除: 足利市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H27.2.20一部解除: 茂木町、那珂川町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H27.12.1一部解除: 市貝町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H28.1.25一部解除: 那須烏山市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H28.5.18一部解除: 鹿沼市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.12～H28.12.22一部解除: 真岡市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.13～R6.12.25一部解除: 壬生町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。） H24.4.13～H27.8.7一部解除: 栃木市（旧岩舟町を除く。）（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
原木シイタケ(施設栽培)		H24.2.15～H26.10.24一部解除: 那須塩原市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.2.15～H25.10.23一部解除: 矢板市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.4.10～H27.8.7一部解除: 那須町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.4.10～H26.8.28一部解除: 芳賀町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.4.12～H27.2.20一部解除: 大田原市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.5.29～H26.8.28一部解除: さくら市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.6.4～H26.4.17一部解除: 鹿沼市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.6.28～H27.6.5一部解除: 壬生町（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。） H24.11.29～H26.10.24一部解除: 日光市（県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
原木クリタケ(露地栽培)		H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H23.11.14～R5.11.28一部解除: さくら市（県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ（露地栽培）を除く。） H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 塩谷町 H24.11.8～: 壬生町
原木ナメコ(露地栽培)		H23.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.16～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塩谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H26.7.18～: 茂木町
タケノコ		H24.5.1～: 那須塩原市、那須町（下記の区域を除く。） H24.5.7～: 日光市、大田原市（下記の区域を除く。） H24.6.13～: 矢板市（下記の区域を除く。） H24.6.13～R4.6.21解除: 矢板市（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。） H24.5.1～R6.10.18解除: 那須町（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。） H24.5.7～R6.10.18解除: 大田原市（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。） H24.5.1～R7.8.4解除: 那須塩原市（県の定める管理計画に基づき管理される区域に限る。）
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市
コシアブラ(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町 H24.5.15～: さくら市 H25.4.25～: 那珂川町 H26.4.25～: 高根沢町 H26.4.30～: 市貝町
サンショウ(野生のものに限る。)		H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市
ゼンマイ(野生のものに限る。)		H24.5.7～: 日光市、那須町 H26.5.7～: 鹿沼市
タラノメ(野生のものに限る。)		H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H25.4.16～: 宇都宮市 H25.4.18～: 塩谷町 H26.4.18～: 日光市 H26.5.1～: 那須塩原市 H26.5.15～: さくら市
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H25.4.16～: 宇都宮市、日光市 H25.5.28～: 矢板市
クリ		H24.9.14～H30.2.28解除: 那須町 H24.9.14～H29.3.1解除: 那須塩原市 H24.9.18～H29.3.1解除: 大田原市

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在**

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。） H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。） H26.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川（支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。） H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川（支流を含む。） H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。）
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除: 全域 ～H31.3.28解除:
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除: 全域（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
	シカの肉	H23.12.2～: 全域
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
		H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市
		H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市

群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、嬬恋村
		H24.10.10～: 高山村
		H24.10.16～: 安中市
		H24.10.23～: 長野原町
		H24.11.13～: みなかみ町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	R3.12.13～: みどり市、中之条町、草津町、片品村、川場村
		前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、旧市町村は平成15年3月31日時点のもの
		H30.6.7～: 長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
		旧市町村は平成15年3月31日時点のもの
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	R1.6.17～: 沼田市(旧沼田市)
		旧市町村は平成15年3月31日時点のもの
		H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川（支流を含む。）
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H25.4.25解除: 小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）
		H24.4.27～R4.11.25解除: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	H24.4.6～H24.11.9解除: 烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。）
	クマの肉	H24.6.8～H25.6.28解除: 薄根川（支流を含む。）
	シカの肉	H26.3.12～H30.1.29解除: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
	ヤマドリの肉	H25.1.23～: 全域
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
		H23.6.30～H25.6.7解除: 渋川市

埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 横瀬町、皆野町
		H24.10.29～: ときがわ町
		H24.11.5～: 鳩山町

千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	シブンギク、チングンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	パセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市
		H24.4.6～H28.1.14解除: 栄町
		H24.4.6～H28.9.21解除: 我孫子市
		H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市
		H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市
		H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市
		H23.10.11～H26.10.14一部解除: 君津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
		H23.11.18～: 流山市
		H23.12.22～H26.10.14一部解除: 佐倉市
		H24.2.23～H28.1.25一部解除: 印西市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
		H24.4.10～: 白井市
		H24.4.18～: 八千代市
		H24.5.16～H26.3.19一部解除: 山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
		H24.11.14～H26.10.14一部解除: 富津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
		H24.4.18～H29.2.15一部解除: 千葉市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
水産物	原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.16～H26.3.19一部解除: 山武市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
		H24.11.14～H26.11.20一部解除: 富津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
		H24.12.14～H26.10.14一部解除: 君津市(県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	H24.7.19～R6.10.25解除: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.3～R6.10.25解除: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H25.11.12～R5.3.8解除: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H24.11.5～R6.7.23解除: 勝浦市、大多喜町
その他	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町
		H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市
		H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市
		H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市
		H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和7年9月25日現在

神奈川県		出荷制限
その他 茶		H23.6.2～8.29解除: 南足柄市
		H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町
		H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村
		H23.6.23～10.26解除: 相模原市
		H23.6.27～10.26解除: 中井町
		H23.6.2～11.1解除: 小田原市
		H23.6.2～11.10解除: 真鶴町
		H23.6.2～H24.10.19解除: 湯河原町

新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る)	H29.6.9～: 魚沼市、津南町 H30.5.21～: 南魚沼市、湯沢町
肉	クマの肉	H24.11.5～: 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、阿賀野市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村
		H24.11.5～R2.10.22一部解除: 十日町市、上越市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）
		H24.11.5～R3.10.26一部解除: 糸魚川市、南魚沼市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）
		H24.11.5～R6.4.22一部解除: 新発田市（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）

山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る)	H24.9.20～: 軽井沢町、御代田町
		H24.10.1～: 小海町、南牧村（マツタケを除く。）
		H24.10.1～H27.11.20解除: 小海町、南牧村（マツタケに限る。）
		H24.10.11～: 佐久市（マツタケを除く。）
		H24.10.11～H27.11.20解除: 佐久市（マツタケに限る。）
		H25.10.1～: 小諸市（マツタケを除く。）
		H25.10.1～H27.11.20解除: 小諸市（マツタケに限る。）
		H25.10.21～: 佐久穂町（マツタケを除く。）
		H25.10.21～H27.11.20解除: 佐久穂町（マツタケに限る。）
		H26.5.21～: 長野市、軽井沢町
肉	コシアブラ	H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村
		H27.5.28～: 木島平村
		R2.6.18～: 御代田町
		H29.12.7～: 軽井沢町
		H29.12.7～H29.12.7一部解除: 富士見町（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。）

静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町
		H25.10.3～: 富士宮市、富士市
		H26.10.7～: 呉野市

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和7年9月25日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。) H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。) H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
野菜	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。) H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) H23.3.23～H27.2.18解除: 檜葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R3.3.26解除: 双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) H23.3.23～R4.4.26解除: 双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。) H23.3.23～R5.5.23解除: 富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)、浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
原木シタケ(露地)	H23.4.13～: 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～: 棚倉町(菌根菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15～R3.9.10一部解除: いわき市、棚倉町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。) H23.9.15～R5.11.28一部解除: いわき市、棚倉町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。) H23.9.15～R7.9.25一部解除: いわき市、棚倉町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。) H23.9.20～R3.9.10一部解除: 南相馬市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く。) H23.9.20～R5.11.28一部解除: 南相馬市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるナメコ、ナラタケ及びムキタケを除く。) H23.9.20～R7.9.25一部解除: 南相馬市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクリタケを除く。)
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
肉	イノシシの肉

※  の箇所は摂取制限の対象